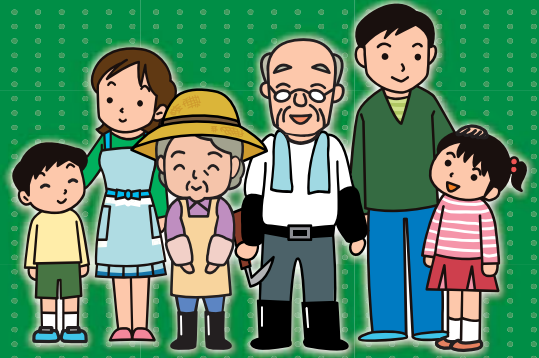


組合員の皆様の財産承継に

# 農中信託銀行の 遺言信託

執行コース



## 遺言の効用

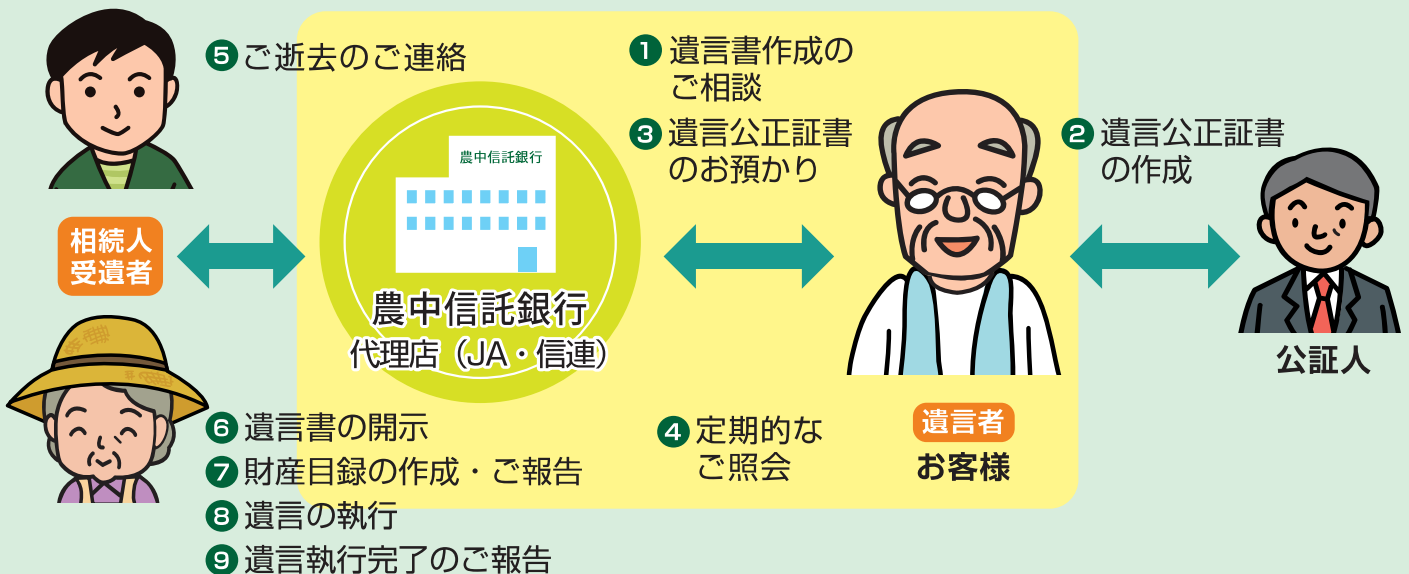
- ・財産を円滑に後継者に承継させたい。
  - ・先祖代々の農地の細分化を避けたい。
  - ・配偶者が安心して老後を過ごせるようにしたい。
  - ・子供がいないので兄弟姉妹と配偶者の遺産分割協議を避けたい。
  - ・相続人以外の方にも財産を贈りたい。
- ※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

## お引受できる 範囲

- ・信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。
  - ・農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。
- ※身分に関する事項についてはお受けすることができません。

## 執行コースのしくみ

遺言作成のご相談から遺産分割の手続まで

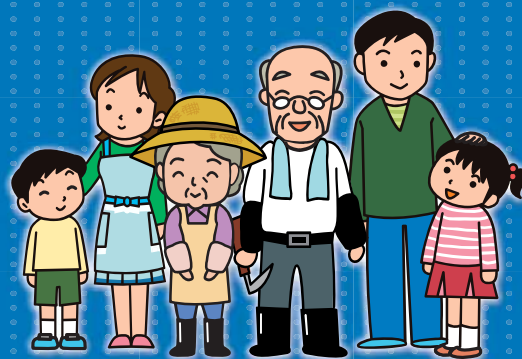


※お預かりした遺言公正証書は、当社が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することがあります。

組合員の皆様の財産承継に

# 農中信託銀行の 遺言信託

管理コース



## 遺言の効用

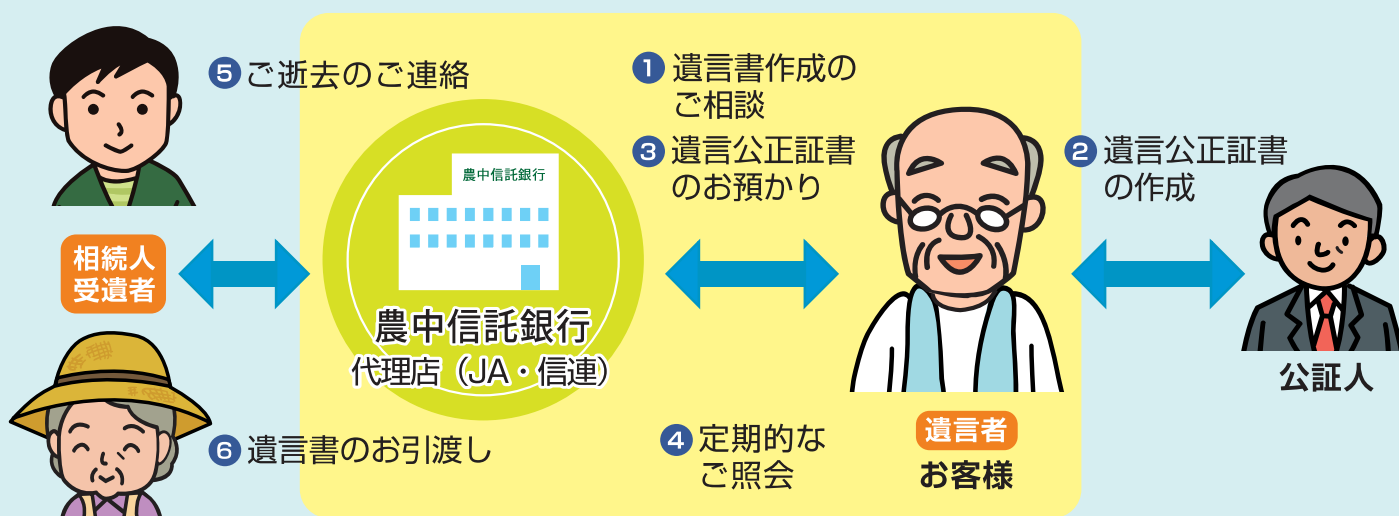
- ・財産を円滑に後継者に承継させたい。
  - ・先祖代々の農地の細分化を避けたい。
  - ・配偶者が安心して老後を過ごせるようにしたい。
  - ・子供がいないので兄弟姉妹と配偶者の遺産分割協議を避けたい。
  - ・相続人以外の方にも財産を贈りたい。
- ※遺言による財産配分の指定は法定相続に優先します。

## お引受できる 範囲

- ・信託銀行は、財産に関する事項をお取り扱いします。
  - ・農中信託銀行がお預かりできるのは、遺言公正証書です。
- ※身分に関する事項についてはお受けすることができません。

## 管理コースのしくみ

遺言作成のご相談から遺言書のお引渡しまで



※お預かりした遺言公正証書は、当社が適切と認める者(専門の保管会社など)に再寄託することがあります。

**N** 農中信託銀行株式会社